

阿波根宿舎 (R7) 給湯器取替

件名	阿波根宿舎 (R7) 給湯器取替				図面番号	1/3
図名	表紙				作成年月日	
業務隊長	管理科長	営繕班長	管財係長	工事企画係長		作成者
所属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科					

仕 様 書

1 件 名

阿波根宿舎 (R7) 給湯器取替

2 場 所

沖縄県糸満市阿波根1530 陸上自衛隊阿波根宿舎

3 一般事項

- (1) 本仕様書は、「阿波根宿舎 (R7) 給湯器取替」について適用する。
- (2) 標準仕様書
 - ア 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 最新版
 - イ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 最新版
- (3) 本役務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を厳守し、材料の選定、品質性能の確保、工程の選定、検査等を行うものとする。
- (4) 設計図書に定められた内容に疑義及び不都合が生じた場合は、監督官と協議するものとする。
- (5) 本役務の実施に当たり、設計図書に明記なき事項についても施工上当然処置すべき事項は、受注者の負担で実施する。
- (6) 作業の際に、他の箇所に損傷を与えないように十分注意して実施し、万一損傷させた場合は、速やかに監督官に報告するとともに、受注者の責任において原形に復旧するものとする。
- (7) 本役務では、宿舎用水及び電力の使用はできないものとする。
- (8) 本役務による発生材は、金属屑については那覇駐屯地内の監督官の指示する場所に集積・整理するものとし、発生材報告書を2部作成し提出する。
- (9) 本役務の写真は、カメラ（カラー）またデジタルカメラを使用し、着工前、施工中、施工後を撮影し、A4判写真帳に整理して、監督官に1部提出する。

4 特記事項

(1) 機器及び材料

ア 下表に示す機器を取替るものとする。なお、下表に記載されている機器の製造及び型式は参考のものとし、製造等を特定しているものではない。

施工箇所	名 称	規 格	予定数量
阿波根宿舎	給湯器	ノーリツ GT-1651SAWX-FFA-2BL 同等品以上	5台
	マルチモコン	ノーリツ RC-J101(台所・浴室用セット) 同等品以上	5セット
	諸材料	結び工事資材（メタルホース・中間コック等）	5セット

イ 本役務に使用する機器等は、設計図書に適合するものとし、全て新品とする。

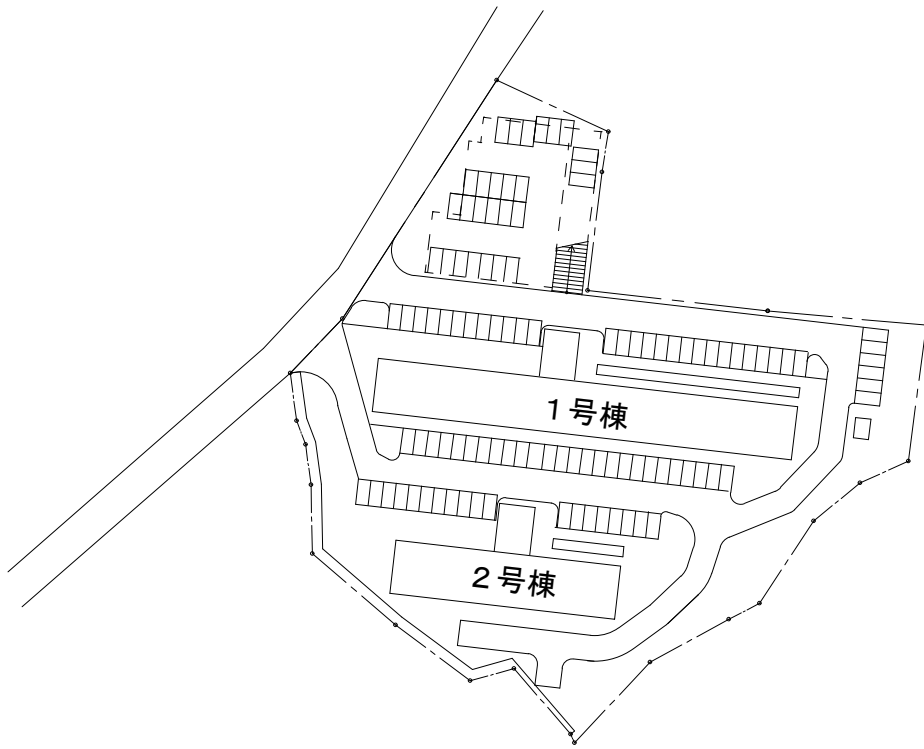
(2) 仮設

取替に際して、機器等の納期に時間を要する場合、取替作業が完了するまでの間、仮設給湯器を設置するものとする。

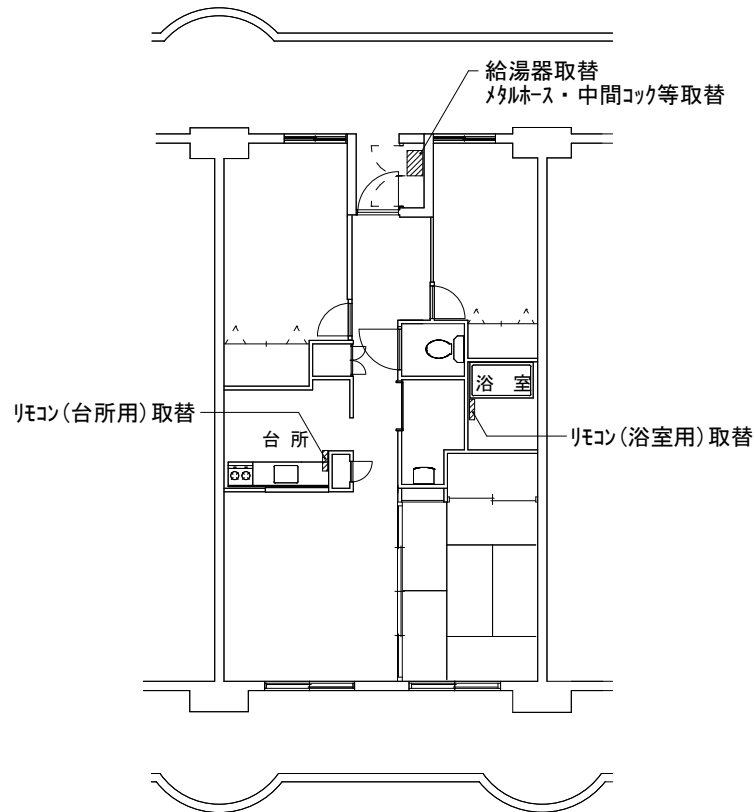
(3) 取替後の確認

取替完了後、機器の動作確認及びガス漏れ確認を行うものとする。また、入居者に対して操作説明を行うものとする。

件 名	阿波根宿舎 (R7) 給湯器取替	図面番号	2/3
図 名	仕 様 書	作成年月日	
所 属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科		



阿波根宿舎配置図 S=1:1,500



阿波根宿舎平面図 S=1:150

件名	阿波根宿舎(R7)給湯器取替	図面番号	3/3
図名	配置図、平面図	作成年月日	
所属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科		